

## 令和7年1月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和7年1月30日（木）午後1時30分～午後3時05分

2 場 所 市役所7階 研修室

3 出席者〔教育長〕中島秀行

〔委員〕宮本陽子(教育長職務代理者)、寺本彰、森田理恵、北野大

〔事務局〕千葉裕之教育総務部長、中田利明学校教育部長、池田淳教育総務部次長、櫻井誠学校教育部次長、吉川誠学校教育担当参事兼学校教育課長兼健やか輝き支援室長、中村啓教育センター担当参事兼教育センター所長、鈴木健教育総務課長、北村史恵教育総務課主幹兼教育企画室長、市村浩昭教育施設課長、奥井祥三社会教育課長、三上佳明スポーツ振興課長、稲田里織文化財保護課長、川島一禎文化財保護課主幹、橋本浩志所沢図書館長、刈谷和哉学校教育課主幹、田中淳学校教育課主幹、渡辺純也保健給食課長

〔書記〕新井航教育総務課主任、藤倉彩加教育総務課主事

〔その他〕佐藤尊之市民部次長、秋山薫地域づくり推進課長

※協議事項の説明員として、協議事項のみ出席。

4 会議録の承認

5 会議の傍聴者 5名

6 開 会 本日の議案は、議案第29号の1件。協議事項が1件。

また、教育委員会会議規則第19条第2項に基づき、新井航教育総務課主任が新たに書記として指名された。

7 協議事項

○特定社会教育機関の管理運営等の規則を定めることについて

資料に則り、奥井社会教育課長から以下のとおり説明があった。

市民部からの申し出を受けて、社会教育課から協議事項「特定社会教育機関の管理運営等の規則を定めることについて」を提出した。所沢市まちづくりセンター設置条例施行規則（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項に基づいて、協議するものである。

(中島教育長)

秋山地域づくり推進課長より、説明をお願いします。

資料に則り、秋山地域づくり推進課長から説明があった。

はじめに、概要をまとめているため、そちらを補足するような意味で、条文を紹介しながら説明する。この施行規則は、令和6年所沢市議会第3回定例会で可決いただいた条例を運用するために整備するもので、基本としては、今現在運営している、まちづくりセンターでの窓口業務、コミュニティ推進業務、公民館業務を、令和7年度以降も同じように運営できるよう整えている。

最初に、規則案の1ページ下段の第4条所掌事務について、第1号から第20号には、現在の「まちづくりセンター条例施行規則」の窓口業務、コミュニティ推進業務を、第21号から第26号において、現在の「公民館設置及び管理条例施行規則」の公民館の業務を規定している。

次に、3ページ第6条から第9条については、条例の第5条で公民館運営審議会を引き続き設置することを規定したが、その審議会の詳細を「現在の公民館設置及び管理条例施行規則」の規定にならい、整備したものである。会長及び副会長の選出、会議の運営など必要となる事項を規定している。

4ページから7ページについては、使用の許可の申請方法や団体登録、公共施設予約システムを利用した申請や抽選について規定しているが、こちらについてもこれまでの運用と変更しているものはない。

次に、8ページ第17条については、令和6年所沢市議会第3回定例会の審議において、条例第7条第2号の「政治的活動又は宗教的活動に使用のおそれがあるとき」や、同じく第3号「営利を目的として使用のおそれ」とは、「利用者を制限するものになっているのではないか」との疑問が出され、恣意的に解釈される可能性があるとの議論があった。このため、運用に当たって、誤解や拡大解釈が進まないよう、条例第7条の基準を規定したものである。社会教育法第23条の内容を基に整備した。これらの運用は、これまでの公民館の貸出手続きと何も変更していない。

次に同じく、8ページ中段第18条で使用料の減免について規定している。まちづくりセンターの使用は原則として有料であるが、主催や事業の内容により使用料

を減免することを規定している。こうした運用についても、変更はしていない。

最後に、この規則の施行日は、令和7年4月1日とし、管理権限の一元化に伴い、市民部所管の「所沢市まちづくりセンター条例施行規則」については、廃止をする。

以下質疑

(寺本委員)

公民館は学習の場の提供をしています。家で勉強する環境がない中高生に、公民館や生涯学習推進センターの空きスペースで勉強できる機会が、昨年から定着し始めています。これに関して、今後は教育委員会が運用に関われないのでしょうか。今後もそのスペースで学習してもらうことはできると思いますが、机を増やしたり、検索用のツールを用意することは市民部に移管になると、どのように要求できるのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

これまで教育委員会で公民館を運用していましたが、公民館の性格は基本的には変わりません。子どもたちの学習環境を地域で確保することは重要であるため、今後も社会教育課と連携していきます。

(寺本委員)

市民から要求がある場合、市民部での窓口はどこでしょうか。

(佐藤市民部次長)

公民館はそれぞれ課相当の施設ですが、総括として地域づくり推進課が窓口となります。

(中島教育長)

教育委員会が関われないのかという質問ですが、公民館が教育委員会の所管から離れた場合、運用の要求を教育委員会は主体的にできなくなるのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律でも教育委員会が社会教育を実施していく担保措置として、市に対して意見を述べることを規定しているため、協議をそれぞれの立場で諮り運用していくことが可能です。

(中島教育長)

教育委員会は市長に子どもたちの居場所を作ってもらいたいと依頼して、市長がやると決めれば実施されるということでしょうか。教育委員会が主体となって

場を作っていくことは今後できなくなるのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

公民館の運営主体が教育委員会から市長部局に移管されるため、公民館施設においては運用をそれぞれで協議し調整していく必要があります。施設については市長部局で所管していきます。

(中島教育長)

教育委員会の事務局で話して事業を進めようとしても、市長や市民部がやらないと決めたらできないのでしょうか。市長次第になるのでしょうか。来年度からは社会教育の事業をまちづくりセンターでやるに当たって、教育委員会が主体となってやることはできないのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

社会教育の所管は変わらないため、今までどおり教育委員会の権限に属するものです。社会教育法で位置付けられている公民館を市民部で運営することになるため、今後も教育委員会と連携して公民館を運営していきたいと思います。

(中島教育長)

規則案の中に「教育委員会と連携する」、「教育委員会と会議を開く」、「今後の方針について教育委員会と協議を進める」という文言がありません。第8条に「会長は、必要があると認めるときは、所沢市教育委員会が指名した職員その他の委員以外のものに対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」とあります。これでは、会長が求めなければ教育委員会は意見が言えません。また、第8条以外の条文に「教育委員会と市長部局が連携して話し合う会議体を設ける」や「会議に社会教育担当が出席する」という言葉がありません。私は何度も奥井社会教育課長を通して、文章を入れるように意見を申し上げています。今言ったように市長がやらないと言えば、教育の独立性がなくなります。教育に関しても市長が決めていくのは、教育の独立性、社会教育の点から考えておかしいのではないのでしょうか。市長が意図的にコントロールするおそれがあります。少なくとも規則に「教育委員会とともに協議する」と書かなければいけません。また、第3次教育振興基本計画の第3章目標8「生涯にわたり学び活躍できる環境の醸成」に施策20「公民館事業の充実を進める」とあります。しかし規則案では教育委員会が進める方法があり

ません。誰が実際に公民館事業の充実を進めていくのでしょうか。仕組みがなければ我々は参加できません。再三入れてくれるように伝えていますが、全く触れていないのはどういうことでしょうか。これでは教育委員会はまちづくりセンターに関与できません。今後コミュニティ・スクールを展開する中で、まちづくりセンターに事務局を置いたり、まちづくりセンター長をコミュニティ・スクールの委員に入れようと市民にも説明してきたにも関わらず、このままでは社会教育がまちづくりセンターを拠点として活動できないこととなります。さらに、「公民館」という言葉も入っていません。特定公民館という名称でもいいから残してほしいと再三求めましたが、どこにもありません。意見としては「公民館」の名称を入れてほしいです。

(宮本委員)

公民館運営審議会とありますが、今まで教育委員会で公民館運営協議会を運営してきました。今後は委員を選出する主体がどこになるのでしょうか。また、社会教育法に教育委員会と連携しなければならないと規定されているため、教育委員会が公民館運営審議会に関わる場があるのか伺いたいです。

(佐藤市民部次長)

公民館運営審議会の委員の委嘱については、今後市長が行います。現在も公民館を通じて地区ごとの選出をお願いしていることから、各地域で社会教育活動や地域づくりを推進している方を選出していく形になります。教育委員会の公民館運営審議会への関わり方については、第8条にあるように、意見を聴いたり、会議に出席いただく形になります。

(宮本委員)

公民館が社会教育法で規定されている以上、公民館運営審議会の中に必ず教育委員会の方が参加するべきだと思います。そうでなければ第8条にある「必要があるとき」だけの出席で、不定期になってしまいます。公民館も変わらずまちづくりセンターの中に入っていくという今伺っているものが形にならず、言葉だけになってしまうのではないかと危惧があります。

(中島教育長)

「必要があると認めるとき」とはどのようなときを想定していますか。

(佐藤市民部次長)

設置条例で委員は学校教育及び社会教育の関係者と規定されており、今後社会教育の関係者として社会教育課の職員も考えられます。また、扱う審議内容により必要に応じてさらに説明をしていただくため、社会教育に携わっている方に出席いただくものと考えています。

(中島教育長)

具体的にどのようなときが想定されますか。

(佐藤市民部次長)

教育委員会の事業として評価を行うことがあると思いますが、評価内容を審議の参考にしたり、説明をお願いしたり、そこで直接審議会に関わっていただく必要があると思います。

(中島教育長)

具体的にはイメージできていないのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

今後公民館を運営していくに当たり、市民部で決めることもありますが、教育委員会と協議し実施するものもあります。事業の計画、実施報告の場面では社会教育課を通して説明をいただく、協議の内容を聞いていただく必要があります。

(中島教育長)

教育委員会の事業として夏休みに子どもたちの学習支援を行っており、学校や公民館を会場にしています。これから各まちづくりセンターで開催するに当たり、協議する必要があると感じるのは教育委員会側であり、市民部側が必要と感じなければ協議できません。この書き方ではそうになってしまいます。市長が市民に貸すことを優先して教育委員会の行事は学校でやってくれと言われると、教育委員会が意見を言う場がありません。公民館運営審議会に必ず社会教育の担当者が出席するとあれば、意見を言えますが、この案では我々は参加できません。社会教育の主導権を我々は失っているように見えますがいかがでしょうか。

(佐藤市民部次長)

社会教育については権限の委譲は行われておらず、公民館運営等に関してだけ特例として市長部局が所管します。教育委員会から話があれば、公民館運営審議会ではどうやるか協議します。社会教育課の方に出席いただき方針を決定するこ

とも可能なため、社会教育と教育委員会の関係がなくなることはありません。

(中島教育長)

今の担当者は経緯を知っているため良いですが、文章化されていなければ、担当が変わった時点、市長が変わった時点で、無いものにされるおそれがあります。書くことは書くべきです。一般の人は特定公民館の名称を知りません。看板は残すとのことですが、古くなれば撤去されます。今あるからしばらく大丈夫という話ではありません。今まで守ってきた人の思いを無にすることがないかと教育者として思います。そのため文章にきちんと記していただきたいです。今までも申し上げていますが、意見を聞いてもらえていません。どこかに入れてほしいと思います。

(森田委員)

公民館運営審議会の概要や規則案に委員の選出について細かく書かれていないのはなぜでしょうか。今までは公民館が教育委員会にあったため委員の選出を教育委員会が行っていましたが、市長部局に移り、教育委員会の社会教育が繋がらないのはどうかと思います。委員の資格について教えてもらいましたが、教育委員会の職員は入っていなかったため、教育委員会の職員を委員の一人にしても良いのではないかと思います。

(中島教育長)

公民館運営審議会の設置条例はあるのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

公民館運営審議会の設置については、これまでも公民館設置及び管理条例の中に入っています。それに倣い、まちづくりセンター設置条例の中に公民館運営審議会を設けることを規定しています。

(中島教育長)

公民館運営審議会の詳細については新たに作るのでしょうか。それとも既存のものを手直しして使うのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

公布されているまちづくりセンター設置条例の第5条で公民館運営審議会を規定しています。そこで委員の人数は15人以内で市長が委嘱するとあります。

(中島教育長)

公民館運営審議会が市長部局に移り、委員は学校教育及び社会教育の関係者とありますが、それは事務局職員のことではないと思います。社会教育課の担当者が常に事務局として参加することを規則に入れることを要望します。

(北野委員)

第4条の所掌業務では第18号、第20号、第23号など教育委員会に関わる業務が含まれています。それを担保するために公民館運営審議会と教育委員会の関わりがあるようにしてください。委員長や委員に教育委員会の関係者を入れることがないと所掌業務と整合性が取れないと思います。そのため私も教育長の意見に賛成です。

(寺本委員)

今日の協議について、次の教育委員会会議で議決はできませんが、回答はどのような形で、いつ頃に示されますか。

(佐藤市民部次長)

4月1日施行のため、時間はありませんが、市の例規との調整や整合性を図る必要もあるため、可能な限り今いただいた意見を検討する方向で進めていきたいと考えています。本日お示ししている規則案も市民部で作成していますが、実現できるかわからない部分があります。今日の時点ではこのような形で示していますが、修正が入ることもあります。本日の意見を加える形で調整しますが、難しいこともご承知いただければと思います。

(寺本委員)

意見が採用されたかどうか回答があっているのではないのでしょうか。あいまいなまま4月に施行されると、協議を行ったことへの誠意が示されません。

(中島教育長)

真摯に意見を述べさせていただいたため、相応の対応をしていただきたいと思います。できない場合はできないなりに委員に説明の必要があると思います。

(寺本委員)

8ページの第17条に「営利を目的として使用のおそれがあるとき」の規定があり、第16条にはホールについて書かれています。ホールで開催する音楽会があると思いますが、入場料は営利と考えられるのでしょうか

(佐藤市民部次長)

現在の公民館の運用では、実費負担程度の入場料の徴収は基本的には営利に含まれていません。今後もそういった運用をしていきます。

(寺本委員)

今のニュアンスでは運営上の費用ということですが、1人あたり5,000円の入場料を取る場合は規制の対象になるのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

現在も公民館の運営において、営利とは生業として活動している方やそれを職業としている業者を想定しています。そうした方々が使用者となる場合は引き続き、営利と判断していきます。

(寺本委員)

使用制限の基準について、第17条第1項第1号に特定の政党、第2号に宗教とあり、支援支持の活動に使用するときと書かれています。選挙に関する活動は規制の対象でしょうか。

(佐藤市民部次長)

現在の公民館の運用で事例として挙げられているものは、党勢拡大目的の講演会・集会や、特定の候補者を支持する公職選挙法で認められている演説以外の集会のため、今後も規制の対象になります。

(寺本委員)

昨年の12月にまちづくりセンターに寄った際、衆議院議員選挙の候補者の名前が出ていて、その方の会が開かれていました。政党の名前は出ておらず、その集会は規制されていませんでした。不思議に思っていました。解釈として平成30年12月21日付けの文部科学省総合教育政策局地域学習推進課の方が書かれた、「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について」という文書に、「特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」とあります。つまり偏った形や、過激な形でやることは制限されますが、全てを禁止するわけではなく、そのような運用はできると文部科学省が言っています。まちづくりセンターも文部科学省の意向を酌んで、利用の制限をしていません。これについて荒立てるような書き方をすべきではなく、妥当な運用ができる余地を残すべきだと思いま

す。社会教育課の人を公民館運営審議会に入れることについて、文章に書けない事情があるのであれば、実際には社会教育課の人を入れて運用する姿勢が絶対に必要なため、そのようにやっていただきたいです。

(宮本委員)

概要の資料について、施設使用の許可の解説の中に「条例第7条による利用制限を行う場合の基準を、社会教育法を参照し規定します。」とあります。社会教育法のほかにも法律や条例など関係するものがあると思います。規則や条例の中に関連法令何条といった形で記載することは検討されているのでしょうか。

(佐藤市民部次長)

必要に応じてさせていただきます。

(寺本委員)

まちづくりセンター設置条例や規則について、同じように一元化をしている他市でも規則の改正や制定がなされているのでしょうか。他市でされているのであれば、規定するときには他の市と比べて厳しい制限はないか確認していただきたいです。

(北野委員)

文面だけの議論ではなく、機能の根幹に関する議論です。今日の議論を踏まえ所掌業務は教育委員会が関わるため、委員の構成などについて修正していただきたいと思います。

(中島教育長)

最後に「公民館を考える市民の会所沢」から陳情書をいただきました。教育委員会会議でもっと議論した上で条例を通すべきだったという意見であり、そのことについて教育長として責任を感じています。しかし、議会で承認された以上、今後は規則で補うか、運用が始まった時点で必要があれば改正の必要もあると捉えています。特に陳情書で強く主張されているのはまちづくりセンター設置条例第7条についてです。第7条に対して今までどおり制限をするものではないと佐藤市民部次長から話がありましたが、今回の規則案の第17条では納得のいく内容になっていないと感じています。公民館の中での政治活動の話がありましたが、基本は公民館が主催して政治活動を行うことに制限は必要と思いますが、市民が場所を利用して活動することに対してまで制限される点について意見があるよう

です。それについてしっかりと受け止めて、今まで公民館でやっていたことを安心してまちづくりセンターでできるように深く協議していただき、市長にもこういった意見が出たことを伝えていただければと思います。さらに変更した点があるならば、前もって教育委員会に教えていただきたいと思います

(佐藤市民部次長)

これまでの教育委員会の運用にならい、運営できるように努めてまいります。引き続きよろしく願いいたします。

## 8 議事

○議案第29号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

資料に則り、吉川学校教育担当参事から以下のとおり説明があった。

学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に「学校運営協議会委員」を明記する内容について、ご審議いただきたい。

本議案については、令和6年12月定例会において、「所沢市教育委員会学校運営協議会規則」で、規則制定に伴い条例改正を職員課へ依頼すると説明していた。

しかし、関係資料を職員課へ提出する際に、職員課から議案提出に関して教えていただいていた情報の訂正があり、本条例改正については、職員課からではなく、教育委員会より議案の提出をしてほしいと依頼があった。

内容については12月定例会と変更はない。

質疑なし

※中島教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

## 9 報告事項

○所沢市教育委員会後援等名義使用許可について（教育総務課）

○所沢市教育委員会の1月から4月までの主な行事予定について（教育総務課）

○「所沢市議会一般質問要旨 令和6年第4回（12月）定例会」について

（教育総務課）

○令和6年度定期・行政監査（学校監査）結果について（教育総務課）

- 令和6年度「第78回所沢市二十歳のつどい」報告について（社会教育課）
- 令和6年度所沢市レクリエーション祭りについて（スポーツ振興課）
- 所沢市スポーツ少年団創立60周年記念事業・所沢市スポーツ少年団交流大会について（スポーツ振興課）
- 所沢市小学生持久走大会について（スポーツ振興課）
- 令和6年度所沢市スポーツ大賞表彰式について（スポーツ振興課）
- 第35回所沢シティマラソン大会について（スポーツ振興課）
- 第5回「所沢市文化財展」開催について（文化財保護課）
- 「第3次所沢市図書館ビジョン（素案）」に係るパブリックコメントの実施結果について（所沢図書館）
- 所沢図書館本館全照明LED化及び高天井の落下防止工事終了に伴う再開について  
(所沢図書館)
- 所沢市学校運営協議会 運営マニュアルの更新について（学校教育課）

以下質疑

（寺本委員）

所沢市学校運営協議会の運営マニュアルについて、5ページに委員の任期は2年とありますが、途中の解任はできるのでしょうか。8ページの「（5）開催」に「委員の過半数及び校長が出席することで、会議は成立します。」とありますが、委任状はどういう扱いになるのでしょうか。様式一覧の「様式5会議録」について、「意見の概要」の中で発言者の名前は記載されるのでしょうか。

（刈谷学校教育課主幹）

本人の申し出や、守秘義務等違反の場合は途中解任があります。委任状について規定がないことについて、委員は8人を目安にしているため、半数は4人であり、委任状により3人で開催することは現実的には難しいと考えています。最後に会議録について、発言者の名前は記載されません。

（宮本委員）

所沢市学校運営協議会規則について、5ページの第13条第5項に12月定例会で削除と話した「遅滞なく」の文言が残っています。また、運営マニュアル6ページ「（4）報酬」について、「協議会の回数に関わらず、年間9,000円」とありますが、解任された場合はどうなるのでしょうか。また、「※交通費や資料代等

は支給されません」とありますが、検討の中で視察したいときや、資料を取り寄せたいときは別予算が設定されているのでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

「遅滞なく」は削除の方向で検討しており、こちらは記載誤りとなります。報酬については、会議に1度でも出ていただくと年間9,000円を支払います。なお、年度の途中で職を離れたような場合は、条例の規定により月割りで計算することになります。旅費について、各学校に予算を付ける方向で事務を進めており、そこから支出されます。

(宮本委員)

学校運営協議会資料「6. 学校運営協議会 Q&A」について、並び順が分かりづらいです。問4に「コミュニティ・スクールとはどのような学校ですか」とありますが、その前の問1にコミュニティ・スクールのメリットが書かれているため、市民の方が分かりやすいものにしたほうが親しみを持っていただけたと思います。

(刈谷学校教育課主幹)

市民の方に読みやすいものを目指し校正をしていきます。

(中島教育長)

運営マニュアルとQ&Aは別に綴じられるのでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

運営マニュアルと資料は別々に綴じ、新しく委員になった方にお配りしようと思います。様式一覧は学校にも配付いたします。

(中島教育長)

冊子にすると運営マニュアルで1つ、Q&Aで1つでしょうか。一体化したほうが良いのではないのでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

承知しました。

(中島教育長)

資料7ページの学校運営協議会の組織図がぼやけて印刷されており見づらいので画像を見やすくしてください。

(刈谷学校教育課主幹)

必ずきれいにします。

(森田委員)

報酬について、各自治体の金額を参考にして決めたのでしょうか。他市ではいくらでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

近隣市町村では、1回あたり3,000円、年間3回で9,000円のところが多いです。

(中島教育長)

所沢市は初めに年間9,000円支払うのでしょうか。

(刈谷学校教育課主幹)

そのとおりです。運営マニュアルに必ず年間3回以上実施するようにしているため、9,000円は適当だと考えています。

## 10 その他

今後の日程

- ・教育委員会会議2月定例会：2月13日（木）
- ・教育委員会会議3月定例会：3月12日（水）

11 閉会 午後3時05分